令和5年度　老人クラブで活用可能な事業一覧

事業名	内容	補助額等	補助率	課名	連絡先（内線）	HP（URL）※該当がある場合
老人クラブ活動強化推進事業	①共生型助け合い活動（必須） ②会員加入促進活動（任意） ③地域活動の再開（任意） ④健康づくり（健康体操等）の実施・普及促進活動	①～③：3,500円／月・ｸﾗﾌﾞ ④：500円／月・ｸﾗﾌﾞ	政令中核市 1/3一般市町 1/2	高齢政策課 地域包括ケア推進班	3104	―
老人クラブ活動等社会活動促進事業	単位老人クラブ及び市町老人クラブ連合会が行う諸活動に対して助成する。	単位クラブ：1クラブあたり3,500 円／月 市町老連：65 円×会員数＋175,000 円／年 特別事業：予算の範囲内で必要と認める額	国1/3,県1/3, 市町1/3	高齢政策課 地域包括ケア推進班	3104	―
老人クラブによる健康づくり・介護予防支援事業	県老人クラブ連合会及び市町老人クラブ連合会が行う健康づくり・介護予防活動に対して助成する。	予算の範囲内で必要と認める額	国1/3,県1/3, 市町1/3	高齢政策課 地域包括ケア推進班	3104	―
高齢者のフレイル予防事業	クイズ形式で高齢者の低栄養及びフレイルを予防するための知識と実践方法が学べる動画媒体（DVD）を貸出する。	DVDの貸出：無料 （送料は申込者負担）	―	健康増進課 保健・栄養指導班	3249	https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/hw13_000000113.html
地域づくり活動応援事業	地域団体の創意工夫による地域特性を生かした取り組みに対して助成を行うことで、今後の地域団体の活動の充実強化を図り、地域の活性化につなげる。	約20万円／件 （各県民局・センターごとに異なる）	各県民局・センターで決定	県民躍動課 参画協働班	2714	各県民局・センターのページ内
県民ボランタリー活動助成	兵庫県内において継続的にボランタリー活動を行う法人格を持たないボランティアグループ・団体のボランタリー活動を支援する。	未定	―	（県民躍動課） ひょうごボランタリープラザ	078-360-8845	ひょうごボランタリープラザホームページ内 （R5年度の募集案内ページは6月アップ予定） https://www.hyogo-vplaza.jp/grant_donation/plaza_grant/grant_v.html
県民まちなみ緑化事業	県民緑税を活用し、自治会、老人会やPTAなどの住民団体等による植樹や芝生化などの緑化活動に対して補助を行っている。	公共用地で実施の場合 ＜一般緑化・ひろばの芝生化＞ 最低規模：30㎡ 補助限度額：400万円/件 ＜駐車場の芝生化＞ 最低規模： 人口集中地区・・・・・・30㎡ 人口集中地区外・・・100㎡ 補助限度額：375万円/件	10/10	都市政策課　緑化政策班	2757	https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/wd20_000000005.html
大規模災害ボランティア活動応援プロジェクト	ふるさとひょうご寄附金を活用して、5人以上の団体・グループ※が復旧期の被災者支援活動（被災者宅のがれき撤去、泥かき、避難所支援等）を行うために要する旅費、宿泊費の助成等を実施する。 ※被災地が県外の場合、県内に拠点を置く団体等に限る。 ※R5年4月現在　対象となる災害はありません。	上限20 万円	―	（県民躍動課） ひょうごボランタリープラザ	078-360-8845	ひょうごボランタリープラザホームページ内 https://www.hyogo-vplaza.jp/disaster_volunteers/volunteer_environ/entry-125286.html
ひょうご安全の日推進事業助成事業（実践活動事業）	防災訓練、防災学習、「マイ避難カード」作成に係るワークショップ、個別支援計画等の策定等	上限額30万円	対象経費が10万円以内の場合 ・・・対象経費の10/10 対象経費が10万円超の場合 ・・・対象経費の概ね	防災支援課 防災支援班	6543	https://19950117hyogo.jp/calendar/

事業名	内容	補助額等	補助率	課名	連絡先（内線）	HP（URL）※該当がある場合
ひょうご安全の日推進事業助成事業（全県・地域事業）	震災の教訓を継承・発信、追悼等を目的とした講演会、シンポジウム、啓発イベント等	上限額 全県事業：60万円 地域事業：30万円	助成対象経費の1/2以内	防災支援課 防災支援班	5855	https://19950117hyogo.jp/calendar/
「子ども食堂」応援プロジェクト～貧困の子どもたちにあたたかいごはんを～	〔補助対象〕 新たに「子ども食堂」を立ち上げる団体等 〔補助内容〕 「子ども食堂」にかかる経費 （調理器具（炊飯器、電子レンジ、冷蔵庫、鍋等）、家具、食器、飲食店の営業許可手数料及び食品衛生責任者講習会の受講費用　等）	定額 上限20万円/団体（月2回以上開催） 上限10万円/団体（月１回開催）	定額	地域福祉課 恩給援護班	6281	https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf03/index.html
ひょうご出前環境教室	・兵庫県内の地域団体やグループ等が環境について学ぼうとする際に選定した環境学習プログラムの中から希望するプログラムの講師を無料で派遣する。	講師の謝金及び交通費	―	（公財）ひょうご環境創造協会 ひょうごエコプラザ	078-735-4100	http://www.eco-hyogo.jp/ecoplaza/demae kyoshitsu/
空き家活用支援事業（地域交流拠点型）	対象区域において、一戸建ての住宅の空き家や共同住宅の空き住戸を地域交流拠点として活用する者等に対し、その改修に要する費用（補助対象経費100万円未満は対象外）や事務機器取得費（コワーキングスペースに活用する場合で、改修に要する費用が100万円以上である場合に限り、100万円を上限とする）の一部を支援する。 ※改修後、地域団体等が10 年以上地域交流拠点として活用することが条件 【対象区域】 次の全てに該当する区域 〇政令市、中核市を除く市町 （姫路市の旧香寺町・安富町・夢前町・家島町の区域及びまちなか再生区域は対象） 〇市街化区域以外の区域（合併前の旧滝野町、香寺町、新宮町、揖保川町、御津町の市街化区域を含む。）	・補助対象経費に応じて定額を補助 ・上限 一戸建て住宅：補助対象経費が1,000万円以上の場合、補助金額500万円 共同住宅：補助対象経費が700万円以上の場合、補助金額350万円	―	住宅政策課 住宅政策班 （住宅政策担当）	4641	https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks26/machi-saisei/sato-akiya/sato-akiya.html
ふれあい活動アドバイザー派遣事業	地域づくり活動団体が抱える課題解決のため、「ふるさと兵庫“すごいすと”」で取り上げた様々な分野の方々を「ふれあい活動アドバイザー」として派遣し、相談や助言等を通じて、地域づくり活動のさらなる活性化、発展を支援する。	アドバイザーの謝金：１回上限３万円 アドバイザーの旅費：県規程による 活動経費（会場使用料、資料作成費、消耗品費等）： 上限２万円/１回、最大５回10万円	－	県民躍動課 参画協働班	2714	https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk12/sugoist/adviser-haken.html
（参考）※補助事業ではありません。 ひょうごGENKI!農園ガイド	県内市民農園の検索サイト。 所在地、利用料金、サービスなど、条件を入れて検索できる。	―	―	総合農政課	078-362-9198	https://hyogo-rakunou.com/Genki/